

株式会社（取締役会を設置していない会社において互選により代表取締役を選定する場合に、役員全員が重任するとき）

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事株式会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 取締役、代表取締役及び監査役の変更
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の
定款の定めがある旨

※会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行日である平成27年5月1日以降最初に監査役の重任の登記をする場合において、定款に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものとみなされた株式会社については、当該定めがある旨を登記する必要があります。

1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

登記すべき事項は、オンラインにより、あらかじめ提出することもできます。この方法によった場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

登記すべき事項をCD-Rに記録して提出する場合には、申請書と共に提出してください。

1. 登録免許税 金30,000円（又は10,000円）

資本金の額が1億円を超える場合は3万円、1億円以下の場合は1万円になります。

収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類

株主総会議事録	1 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1 通
互選書	1 通
定款	1 通

※取締役の互選によって代表取締役を選定することについての定めがある定款を添付します。

就任承諾書 ○通

定款、株主総会議事録又は監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあることを証する書面 1 通

※監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあることを証する書面として、定款、株主総会議事録又は監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあることを証する代表取締役の作成に係る証明書のいずれかを添付する必要があります。

委任状 1 通

※代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

会計参与設置会社の場合

「登記の事由」欄に、会計参与の変更の旨を記載するとともに、登記すべき事項についても、会計参与の重任の旨を記録してください。

また、会計参与が個人である場合には、資格者団体が発行する資格証明書を添付します。会計参与が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書を添付します。ただし、申請する登記所と同一の登記所に当該法人の登記がある場合には、登記事項証明書の添付を省略することができます。また、申請する登記所と同一の登記所に当該法人の登記がない場合でも、申請書に当該法人の会社法人等番号を記載することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。この場合には、以下のように記載します。

登記事項証明書 添付省略

(会社法人等番号 1 1 1 1 - 1 1 - 1 1 1 1 1 1)

契
印

上記のとおり、登記の申請をします。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※₁
申請人 ○○商事株式会社 ※₂

※₁～※₄にはそれぞれ、
※₁→本店、※₂→商号、
※₃→代表取締役の住所、
※₄→代理人の住所、
を記載します。

○県○市○町○丁目○番○号※₃
代表取締役 法 務 太 郎 (印)

登記所に提出した印鑑を
押します。

○県○市○町○丁目○番○号※₄
上記代理人 法 務 三 郎 (印)

代理人が申請する場合にの
み記載し、代理人の印鑑（認
印）を押します。この場合、
代表取締役の押印は、必要
ありません。

契
印

連絡先の電話番号

○○法務局 ○○支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例

「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務太郎
「原因年月日」平成○年○月○日重任
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務一郎
「原因年月日」平成○年○月○日重任
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務次郎
「原因年月日」平成○年○月○日重任
「役員に関する事項」
「資格」代表取締役
「住所」○県○市○町○丁目○番○号
「氏名」法務太郎
「原因年月日」平成○年○月○日重任
「役員に関する事項」
「資格」監査役
「氏名」法務三郎
「原因年月日」平成○年○月○日重任
「役員に関する事項」
「資格」監査役の監査の範囲に関する事項
「役員に関するその他の事項」
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

(注) 会計参与設置会社において会計参与が重任する場合には、以下の例のように記載します。

「役員に関する事項」
「資格」会計参与
「氏名」税理士法人法務会
「役員に関するその他の事項」
（書類等備置場所）○県○市○町○丁目○番○号
「原因年月日」平成○年○月○日重任

(注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提

出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html) を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

第〇回定時株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において定時株主総会を開催した。

株主の総数	〇〇名
発行済株式の総数	〇〇〇〇株
(自己株式の数 〇〇〇〇株)	

(注) 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数	〇〇名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	〇〇〇〇個
出席株主数 (委任状による者を含む)	〇〇名
出席株主の議決権の数	〇〇〇〇個
出席取締役 法務 太郎 (議長兼議事録作成者)	
法務 一郎	
法務 次郎	
出席監査役 法務 三郎	

(注) 法人である会計参与等が出席した場合には、「出席会計参与 税理士法人法務会 (代表社員 法務三郎)」のように記載します。

以上のとおり株主の出席があったので、定款の定めにより代表取締役社長法務太郎は議長席につき、本定時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

第1号議案 第〇期決算報告書の承認に関する件

議長は、当期 (自平成〇年〇月〇日至同〇年〇月〇日) における事業状況を事業報告により詳細に説明報告し、下記の書類を提出して、その承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 個別注記表

第2号議案 取締役及び監査役の任期満了に伴う改選に関する件

議長は、取締役及び監査役の全員が本定時総会の終結と同時に任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者をそれぞれ指名し、これらの者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり再選重任 (※新任者の場合は就任) することに可決確定した。

取締役 法務 太郎
同 法務 一郎
同 法務 次郎
監査役 法務 三郎

なお、被選任者は、いずれも席上その就任を承諾した。

(注) 被選任者が席上で就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。

この場合、申請書には、「就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

法人である会計参与等が就任を承諾した場合には、「被選任者（税理士法務会にあっては、代表社員法務三郎）は、いずれも席上その選任を承諾した」のように記載してください。議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前〇時〇分閉会した。以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社第〇回定時株主総会

代表取締役 法務 太郎 印

取締役 法務 一郎 印

同 法務 次郎 印

監査役 法務 三郎 印

(注) 1 取締役会設置会社でない会社において、新たに取締役（取締役全員が各自会社を代表する場合）又は代表取締役を株主総会で選定した場合には、株主総会に出席した議長、取締役及び監査役が株主総会の議事録に押した印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書の添付を要します。ただし、変更前の代表取締役が株主総会に出席し、登記所に提出した印鑑を株主総会の議事録に押印している場合には、議長、出席取締役及び出席監査役の印鑑証明書は不要です。

また、取締役会を設置していない会社において、新たに就任する取締役の就任承諾書について株主総会議事録の記載をもって援用する場合は、議事録に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。

2 株主総会議事録が複数ページになる場合には、各ページのつづり目に契印してください。契印は、議事録署名者のうち1名の印鑑で構いません。

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは、『株主リスト』が登記の添付書面となります』（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html）を御覧ください。

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案*1 につき，総議決権数*2（当該議案につき，議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって，次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所，当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては，その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は，次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し，その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称*3・4	住所	株式数(株)*5	議決権数	議決権数の割合
1	A田 B男	〇県〇市〇町〇番〇号	30	30	30.0%
2	C田 D女	〇県〇市〇町〇番〇号	25	25	25.0%
3	E田 F男	〇県〇市〇町〇番〇号	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
			総議決権数	100	

平成〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

代表取締役 法務 太郎 印*6

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足够了。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含まれます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足够了。
- *6 登記所届出印を押印してください。

取締役による互選書

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

互選書 (注1)

平成○年○月○日午前○時○分当会社の本店において、定款第○条の定めに基づき、取締役全員の一致をもって、次の事項につき可決確定した。

1 代表取締役選定の件

代表取締役 法務 太郎

なお、被選定者は、その就任を承諾した。(注2)

上記の決議を明確にするため、この互選書を作り、出席取締役の全員がこれに記名押印する。

平成○年○月○日

○○商事株式会社

取締役	法務 太郎	印(注3)
同	法務 一郎	印
同	法務 次郎	印

- (注) 1 定款において、代表取締役を取締役の互選によって選定する旨の定めがあることが必要ですので、互選書と併せて、定款の写しを添付します。定款の写しには、「当該会社の定款である。」旨、商号及び代表取締役の氏名を記載し、当該代表取締役が登記所に提出している印鑑を押すとともに、各ページのつづり目にその印鑑で契印してください。
- 2 被選任者が席上で就任を承諾し、その旨の記載が互選書にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、互選書の記載を援用する。」と記載してください。
- 3 代表取締役の印鑑については、代表取締役が登記所に提出している印鑑を押す必要があります。登記所に提出している印鑑が押印がされていない場合は、署名義務者全員の実印を押し、それらの印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付することが必要になります。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役（注1）に選任されたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
法 務 太 郎 印（注2）

〇〇商事株式会社 御中

- （注） 1 代表取締役、監査役についても同様に作成します。
2 役員が重任する場合は、取締役、代表取締役、監査役のいずれについても認印で差し支えありません（取締役会を設置していない会社において、取締役が新たに就任する場合には、就任承諾書に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。）。

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあることを証する書面の例

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の
定款の定めがあることを証する書面

当社は、平成18年5月1日当時、現に資本金の額が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満である株式会社であったことから、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされており、その後現在に至るまで当該定款の定めの設定又は廃止に係る株主総会の決議をしておらず、当該みなされた事項を定款に反映していないため、定款又は株主総会の議事録を添付することができませんが、当社は当該定款の定めがあるとみなされた株式会社であることを証明します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社

代表取締役 法 務 太 郎 ⑩ (注)

(注) 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押してください。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
法 務 三 郎

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

- 1 当社の取締役、代表取締役及び監査役の変更並びに監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨の登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
○○商事株式会社
代表取締役 法 務 太 郎 印 (注2)

- (注) 1 原本還付の請求をする場合に記載します。
2 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押してください。